

原子力の平和利用に伴って生ずる一〇の大きな問題は、原子力災害が発生した場合に、その填補をどのようにして行うか、ということ、すなわち、原子力災害補償問題である。

この問題については、すでに、アメリカ合衆国では、一九五七年に、ブライスマンダーソン原子力改正法が成立して一つの型を打ち出し、また、イギリス、西ドイツ、スイスなどでも立法の準備が進められており、さらに、国際原子力機関、欧州経済協力機構、ユーラトムなどの国際機関もまた、国際的な観点から、この問題の検討、条約の立案を進めている。

このような諸国の動向のなかにあって日本でも、日本原子力産業会議は、昨年六月に、原子力補償問題特別委員会の専門委員会で「原子力補償問題研究中間報告書」を作成し、これに基づいて、同会議は、原子力補償体制の整備について、政府に要望するところがあった。政府においても、昨年一〇月に、原子力委員会は、「原子力災害補償についての基本方針」を発表するとともに、原子力災害補償専門部会（我妻栄氏が部長）を設け、この問題の検討を進めることとした。ところで、日本原子力産業会議の特別委員会専門委員会では、さらにその後各国の動向等を検討し、それを基礎としながら、本年七月に、「原子力災害補償問題研究報

告書——第三者補償問題を中心として——」を作成し、同会議は、これに基づいて「原子力災害補償体制確立についての要望」を政府に行った。本稿では、右の報告書の構想を紹介するとともに、若干の今後の問題点を指摘することとする。

日本原子力産業会議の「原子力災害補償問題研究報告書」は、第一章「各国補償体制の動向」として、アメリカ、西ドイツ、イギリス、スイスをとりあげ、第二章「原子力災害補償の一般的問題」として、第一章の諸国の動向を参照にしながら、I「原子力災害補償の基本的考え方」、II「原子力災害補償の具体的方策の検討」が述べられ、資料として、各国補償体制一覧表、各国の法律や法案の訳文をかかげている。このうち、中心をなすものは、いうまでもなく、第二章であ

補償問題

補償問題——

金 沢 良 雄

る。つきには、これを中心述べよう。

(一) 原子力災害の基本的考え方

およそ、原子力災害補償の根本的な目的は、公衆の保護を十分にはかることと原子力平和利用を促進することの二大目的を、いかに調和させながら達成することにあるといつてよい。報告書もまた基本的にこの立場に立脚している。そして、この根本的な目的の達成のためには、民事責任の特例、原子力責任保険、国家補償が、三位一体となった原子力災害補償体制が考えらるべきであるとしている。各国の動向をみても大体この線にそってるといえる。この点につき、報告書の考え方を述べてみよう。

まず、原子力災害については、公衆保護の立場から、民事責任につき、無過失責任主義がとられることが望ましい。しかし、原子力災害は、その性質上、被害が広範囲に及ぶことが予想されるかぎり、無過失責任を課する場合には、それを無制限の責任とすることは、法律上の均衡を失するともいえるし、また、それでは、企業が成り立たなくなり、ひいては原子力平和利用の促進にも影響する。そこで、責任制限の必要が生ずる。そして、この制限された無過失責任は、民間企業で行う保険が商業ベースで引受け得る範囲に合致することが望ましい。ところで、責任制限があったのでは、公衆の保

護を完うすることはできない。実際の被害が、責任制限を超えた額に及ぶ場合は、賠償金を受けられないか、他の被害との関係で賠償額が減少することとなる。そこで、この部分については、国の措置が必要となる。国家補償をふくめて国の措置の根拠は、つぎのように考えられる。

国が一般的に公衆の保護をはかることをその任務とするとしても、そのための費用を誰が負担するかは、一応別問題である。企業に無制限の責任を負わせ、国が補償した限度で加害企業に対して求償する途を開いてもよいはずである。しかし原子力平和利用の促進という政策的考慮からすれば、このようなやり方では、企業は成り立たなくなる可能性がある。したがって、国家補償は、原子力平和利用の促進という政策的見地を根拠とするものといえよう。もっとも、国家補償は、企業の一定の賠償資力の保有を前提とすべきであり、また、実際の方法としては、(1)責任制限を高くきめ、そのワク内で企業の賠償資力を超える部分について国家補償を行う方法（アメリカ、西ドイツ）と、(2)責任制限を比較的低くきめ、これを超える部分について国家補償を行う方法（スイス、イギリス）とがあり、前者についても、さらにその責任制限を超える場合にも国の何等かの措置があることも考えられる。

これを要するに、この報告書は、原子

力災害補償の基本的考え方は、民事責任の特例(無過失有限責任)を軸として、これに、原子力責任保険、国家措置を配しこの三者を一体として考える点に求められるべきであるとするのである。

(二) 具体的方策の検討

具体的方策の検討としては、第一に、責任の性質、第二に、賠償の要件、第三に、損害填補の保障、第四に、手続について、ふれている。その骨子は、つぎの通りである。

第一に、責任の性質では、(a)責任の原則として、無過失責任主義を明確にする必要があるとし、(b)免責事由では、とくに、天災につき、予見せらるべき天災についてその災害を防止することが現在の経済的、技術的見地から可能であると考えられる場合には、あえて免責にする必要はないとし、(c)責任制限については、これを認めるべきことを前提としつつ、アメリカ方式とスイス方式(前述)のいずれかが考えられるとしている。

第二に、賠償の要件としては、(a)事故の範囲(原子力事故の意義)につき、突発的事故にかぎらず、常時運転における継続的な放出による放射能の累積をも含む——したがって、これらによる被害についても賠償責任を課することが、公衆保護の立場から必要であるとし、(b)損害の範囲(原子力損害の意義)について

原子力災害

— 第三者



は、直接的損害(人体傷害、財産損害)にかぎらず、間接的損害(利益の喪失等)をも、相当因果関係があるかぎり、含むことが法的衡平に適合するとしている。

(c)賠償責任者については、いわゆる責任集中(原子力施設の所有者運営者に責任を集中し供給者を免責する方式)が、公衆、供給者、保険の三つの立場から望ましいとしている。(d)因果関係の立証については、一定区域の被害者につき一定期間内の登録等により被害者の立証を容易ならしめる方法、公的機関によるモニタリング・ステーションの設置等が望ましいとする。

(e)時効については、原子力災害発生の後発性を考えると民法の原則より出訴期間を長くすることも考えられるが、無過失責任との均衡上、また、保険からの制約上、さらに、賠償金配分の便宜上、適当な期間(例えば事故発生後一〇年)で

出訴期間を限定することが望ましいとしている。

第三に、損害填補の保障については、企業者に、一定の賠償資力の保有義務を課すること、さらに、保険の限界をこえる部分については、国家補償を講ずることが望ましいとしている。

第四に、手続については、賠償請求については被害が広汎かつ複雑にあることが予想されるので、行政委員会による解決が望ましいこと(もつとも、最終的には司法裁判所による救済の途が開かれる)、被害調査については、第三者的立場よって行われるべきこと、賠償金支出手続については、責任制限があるかぎり、賠償金の一部留保、割当などの方法ができるようにしておく必要があるとしている。

以上は、報告書のきわめて概括的な骨子にすぎない。

報告書の内容については、いろいろの面からの批判がありうると思う。また、この問題の具体的解決については、各方面の考え方の相異の調整も必要とするのであり、この報告書は、決して、最善の最終的な具体的な解決を個々の方策について打ち出しているものでもない。しかし、原子力災害補償というあらたな

問題につき、各国の動向を検討しながら、考え方なり方策のあらましを素描していることは、今日の日本の段階においては、注目されてよいであろう。

わが国では、原子力災害補償体制につき、現実には、わずかに、本年四月の原子炉等規制法の改正(四月四日法律一〇三号)により、原子炉の設置の許可に当り、一定の損害賠償措置を講ずべきことが要求されている程度である。これは、現に検討中の原子力責任保険でカバーされることが予定されている。しかし、今後の問題としては、原子力責任保険のよって立つべき民事責任の問題、また、責任保険約款の問題、さらに、国家補償の問題が、検討され、必要に応じて、特別立法が考えられねばならない。その場合、これら三者が、いわば、三位一体として、相互に関連性をもちながら、補償体制が確立されることが望ましい。また、国際的には、国際原子力機関で目下検討されている核災害に対する民事責任及び国家責任の統一に関する条約草案の進行状況とも見合いなから、わが国のこの問題に対する適正妥当な解決が望まれる。さらに、今後は、原子炉だけでなく、核燃料、使用済み燃料等の輸送、原子力船等による災害の補償問題も検討されねばならない。

(筆者・北大教授)